

情 個 審 第 3 7 号

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 2 2 年 6 月 8 日付け生衛諮問第 1 号で諮問のありました下記事案について，別紙のとおり答申します。

記

「食中毒の調査・検査結果及び保健所の見解」不開示決定（存否応答拒否）  
に係る異議申立事案

（情報公開諮問第 1 5 3 号）

（情報公開答申第 1 2 8 号）

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

平成22年3月8日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次の内容の行政文書の開示を請求した。

茨城県

代表                    さん販売

2010年1月12日発送干し芋の食中毒、添加物についての調査、検査結果の全て（個人情報、守秘義務のある箇所のみ除く。）及び                    保健所  
の見解文書

### 2 実施機関の決定及び通知

平成22年3月23日、実施機関は、「当該文書の存否を答えること自体が、当該個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められ、条例第7条第3号アの規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、条例第7条第3号アの規定により不開示になる文書である」として、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成22年5月6日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、干し芋による食中毒・添加物についての調査・検査を保健所へ依頼した本人である。
- (2) 異議申立人とその家族、近所の人を含め15名が干し芋を喫食し、そのうち12名が食中毒様の症状を発症し、1名が4日間入院した。条例第7条第3号ただし書の規定により、人の生命、健康を保護するため公にすることが必要であると認められるべき情報である。
- (3) 県保健福祉部職員は、平成22年3月4日、異議申立人の妻に電話にて、開示請求を行えば、干し芋の検査・調査結果は個人情報・守秘義務のあるものを除き開示できると言及した。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 一般的に、県に対して食中毒が疑われる患者が発生した旨の通報があった場合には、食中毒の原因と疑われる営業者等の施設を管轄する保健所(以下「所轄保健所」という。)が当該施設に立入り、調査及び検査を行うとともに、患者が飲食した食品若しくは食事(以下「食品等」という。)と同じ日時に調理又は製造した食品等を飲食した人が居住する自治体の保健所に調査を依頼し、飲食した人の食中毒様の症状の有無等の調査及び検査を行い、それらの結果を総合的に考慮して特定の食品等に起因する食中毒であるか否かを判断する。

その調査結果については、存否を答えるだけで、食中毒の疑いで当該営業者等を調査したか否かの事実が明らかとなる文書である。したがって、文書の存否を明らかにするだけで、当該営業者に対する風評により、消費者の信頼が失われるなど無用な混乱を招き、場合によっては消費者離れなどにより経営不振に陥ることも推測されることから、条例第7条第3号アの規定により不開示とすべき情報を開示することとなるので、条例第10条の規定に基づき、存否を明らかにしないで不開示とすべきものとしている。

ただし、所轄保健所が特定の食品等に起因する食中毒であると判断した場合には、原因となった営業者等に対して食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、営業禁止等の行政処分等を行うとともに、同法第6

3 条及び「食品衛生法に基づく法違反者の公表基準」（平成19年3月27日付け茨城県保健福祉部長通知）に基づき、行政処分等の対象となった営業者等の氏名及び住所等について、原則として行政処分を行った日の翌日から起算して14日の期間（以下「公表期間」という。）を定めて県ホームページへ掲載し、また、必要に応じて報道機関に情報提供して、公表を行うこととしている。

開示請求書に記載されている営業者は、開示請求があった時点において、所轄保健所から食品衛生法に基づく行政処分等を受けたことにより県ホームページへ名称等を公表される者ではなかったことから、原則どおり存否を明らかにしないで不開示とした。

- 2 開示請求書に記載されている営業者は、開示請求があった時点において、所轄保健所から食品衛生法に基づく行政処分等を受けたことにより県ホームページへ名称等を公表される者ではない。また、仮に以前に公表されていた営業者であったとしても、公表期間終了後は、営業禁止等の行政処分により、違反事実に対する改善がなされており、すでに食品衛生上の危害が発生する状況ではない。これらの理由により、当該行政文書に記録されている情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは認められないと考える。
- 3 条例第5条の規定により、何人に対しても等しく開示請求権を認めているので、開示請求者が何人であるかによって、また、開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該行政文書の開示決定等の判断が変わることはないと考える。
- 4 保健福祉部生活衛生課担当職員が条例に基づく開示請求の一般論を説明したが、いずれにしても、一職員の意見が行政文書の開示決定等の判断に影響を与えることはないと考える。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 開示請求に係る行政文書について

開示請求に係る行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、特定の事業者に対し保健所による調査・検査が行われた場合に作成される「所轄保健所による食中毒の調査・検査の結果及び保健所の見解」が記載されて

いる文書であると認められる。

## 2 本件処分に係る具体的な判断

実施機関は、対象行政文書について、「当該文書の存否を答えること自体が、当該個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められ、条例第7条第3号アの規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、条例第7条第3号アの規定により不開示になる文書である」として、その存否を明らかにしないで本件処分を行っているので、以下その当否について検討する。

本件事案において、対象行政文書の存否を明らかにすることは、所轄保健所による特定の事業者に対する食中毒の調査・検査が行われたか否かの事実を明らかにすることであり、仮に対象行政文書に該当する文書が存在すると応答した場合には、食品の安全に対する消費者一般の敏感性を考慮すると、特定の事業者に対し食品衛生法による保健所の調査・検査が行われたという事実そのことだけで、風評により顧客離れを招くなど当該事業者に営業上又は事業運営上の不利益が生ずることがあるのは容易に予想できる。このことから、対象行政文書の存否を明らかにすることは、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、対象行政文書に関わる情報に関連して、条例第7条第3号ただし書に該当するとする具体的、客観的な事情は認められない。

したがって、対象行政文書の存否を答えることは条例第7条第3号アの開示情報を開示することになり、実施機関が、開示請求に係る行政文書について、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで行った本件処分は妥当であると判断する。

なお、異議申立人は調査・検査を保健所へ依頼した本人である旨の主張があるが、条例に定める情報公開制度は、開示請求者が何人かを問わずに開示・不開示を決定するものであるもので、開示請求者が誰であるかは考慮せずに上記のとおり判断したものである。

## 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、開示請求に係る行政文書の開示・不開示の判断には関係がないものと判断する。

## 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
平成22年	6月	9日	諮問	受理
平成22年	7月	16日	諮問庁	意見書受理
平成23年	9月	6日	審査（平成23年度第4回審査会第二部会）	
平成23年	10月	27日	審査（平成23年度第5回審査会第二部会）	
平成23年	12月	13日	審査（平成23年度第6回審査会第二部会）	